

日本地域学会グループ会費の納入等に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、日本地域学会グ（以下、本学会）ループ会費の納入等に関する規程（平成 26 年 4 月 20 日制定。以下、規程）第 8 条に基づき、グループ納入される会費の金額等について定める。

(グループ会費)

第 2 条 規程第 5 条第 1 項第一号に規定するグループ会費の額を以下表のように定める。

表 グループ会費

－	列 1	列 2	列 3	列 4
行 1	グループに属する正会員の数 (この値を A とおく)	正会員が個人として納めるべき会費 (この値を B と置く)	正会員が個人として納めるべき会費に対する割引率 (%) (この値を C と置く)	規程に基づき当該グループが納入すべきグループ会費の値
行 2	A の値が 2 以上 3 以下の場合	日本地域学会の会費を定める規程第 1 条第一号に定める金額	10%	$A \times B \times (1 - C / 100)$ の値。1 円以下切り捨て。
行 3	A の値が 4 以上 5 以下の場合	同上	15%	同上
行 4	A の値が 6 以上 10 以下の場合	同上	20%	同上

(改正)

第 3 条 この細則は、本学会理事会の議決を経て改正することが出来る。

附則

(施行)

この細則は、制定と同時に施行する。